

三菱電機の企業倫理・法令遵守への取組み

当社の企業倫理ガイドライン

当社は1990年4月に「企業倫理ガイドライン」を制定し、その啓蒙に努めてきたが、遺憾ながら2件の独禁法違反事件を惹起するに至り、改めて企業倫理の浸透と遵法精神の徹底を図るべく、96年6月に「企業倫理ガイドライン」の改定版を発行した。

当社の取組みが、昨年12月に公表された経団連・企業行動憲章に半年先行する形になつたのは、このような端緒によるものであるが、それゆえに当社の企業倫理と法令遵守を浸透させ、定着させるための諸活動は、再び不祥事を惹起させてはならないという、強く、固い決意に基づくものである。

当社の新しい企業倫理ガイドラインは、経団連・企業行動憲章と基調を同じくするものであるが、「日本国内の国際化」が急速に進展する一方、「トランクショナル」企業を目指す当社として、特に海外との関係に留意し、新たに第6章を設けて多様な価値観や倫理観、宗教や国情の違い、現地言語の重要性等を解説して啓蒙に努めている。

企業倫理・法令遵守のための組織と教育

当社は、役員トップから管理者、一人ひとりの従業員に至るまで、企業倫理と法令遵守の浸透、定着を図るために、社内体制を整備し、教育研修に力を注いでいる。

全社的な組織として「企業行動規範委員会」(委員長は法務担当副社長、委員は本社管理部門の部長、事務局は法務部長)を設け、企業倫理と法令遵守に関するステアリングとフォローアップを実施している。

また、95年10月には各事業部、支社、製作所、研究所において業務部長または総務部長の職責にある者を「法務マネージャー」に任命(兼任)し、当該事業所において企業倫理を浸透、定着させ、法令遵守を徹底させるプロモーターとしての活動を開始した。「法務マネージャー」は、本社が提供するもの以外に、それぞれの製品や市場の特性に即して、企業倫理と法令遵守のためのプログラムを自ら開発して実施している。

今後は、社内はもとより三菱電機グループとして企業倫理と法令遵守の実をあげるべく、国内、海外の関係会社における啓蒙教育をさらに展開していく。